

NPO 法人ヘルスカウンセリング学会

公認行動変容支援士・公認健康行動変容支援士

本学会では、公認行動変容支援士及び健康行動変容支援士の音声記録審査のためのシート記録紙を用意していますので、会員の方はパスワードを入れ、学会ホームページからダウンロードして活用してください。

■公認行動変容支援士の資格の取得には、学会資格取得研修（SAT カウンセラー・セラピスト研修）の問題解決（旧行動目標）、自己成長、行動変容の各コースの受講に加え、次の音声記録とシート記録による審査の合格が必要です。なお、公認健康行動変容支援士の資格の取得には、それらに加え学科試験の合格が必要です。

学会公認行動変容支援士

①問題解決療法

②問題行動変容法（幼少期・生育期問題再解決版）

※2022年2月1日より変更

学会公認健康行動変容支援士

①問題解決療法

②問題行動変容法（幼少期・生育期問題再解決版）

※2022年2月1日より変更

③学会公認健康行動支援士学科試験合格

特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会資格審査機構

事務局：〒272-0023 千葉県市川市南八幡 4-12-5-801

TEL：047-314-1959 FAX：047-300-8277

E-mail: info@healthcounseling.org

ホームページ：http://www.healthcounseling.org/

学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士の認定基準による評価シート②

審査者記入欄

■学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士として（ 適格 ・ 未適格 ）である。（○で囲む）

※ 問題解決療法、問題行動変容法のすべての項目に●印であると適格になる

■学会公認傾聴支援士として（ 適格 ・ 未適格 ）である。（○で囲む）

※ 問題解決療法のすべての項目に●印あるいは○印であると適格となる

●以下の点が未適格です（未適格項目の口にチェックマーク（v）をつける。）

- ① 問題解決療法
- ② 問題行動変容法（幼少期・生育期問題再解決版）※2022年2月1日より変更

●本人が今後必要と思われる口に、チェックvをつける

- 自己成長（自己成長コースへの要参加、SAT療法センターでセラピーをうける）
- 理論的な理解（行動変容・資格チャレンジコースへの再参加、文献学習、講師への質問等）
- 技能練習（自己練習続行、勉強会参加、その他の技能訓練の機会の利用等）

総合コメント

評価できる良いところ

アドバイス

審査料金欄： 本審査（6千円） 月 日振込済、 予備審査（4千円） 月 日振込済

ヘルスカウンセリング学会資格審査機構

【学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士】

能力要件

理屈通り行動を変えられない背後にある、隠れた過去の未解決な問題への気づき、癒し、再学習から再解決を促し、問題解決の行動変容を支援する技能を持つものとして、ヘルスカウンセリング学会資格審査機構で認定され、かつ学会員として登録されているもの。

学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士資格審査のために提出する音声記録およびシート記録

1. 問題解決療法の音声記録及びシート記録
2. 問題行動変容法（幼児期・生育期問題再解決版）の音声記録及びシート記録
※2022年2月1日より変更

ヘルスカウンセリング学会会員の登録

資格認定・更新には、NPO法人ヘルスカウンセリング学会の会員であることが必要です。入会登録申請をされる方は学会事務局にご連絡ください。なお学会入会申込みにつきましては、本学会ホームページの「お問合せ・入退会」⇒「入会方法・退会について」⇒「【入会方法】」をご覧ください。

資格の審査・登録

1. 【受講】学会資格取得研修であるSATカウンセラー・セラピスト研修の問題解決コースと自己成長コースと行動変容コースを受講してください。
2. 【学科試験】学会公認健康行動変容支援士については、原則としてSATカウンセラー・セラピスト研修の第1日目終了後またはお昼休みに学科試験がありますので、当日試験料2,000円税込を添えてお申し込みください。

※留意事項※現在オンライン開催のため、研修1日目終了後またはお昼休みに学科試験は行っておりません。学科試験につきましては、ヘルスカウンセリング学会事務局へご相談ください。

※学会公認行動変容支援士については、学科試験は義務付けられていません。

3. 【審査（音声記録およびシート記録紙の提出、評価シートの提出、審査料の振込み）】

- 問題解決療法
- 問題行動変容法（幼少期・生育期問題再解決版）
 - ① 上記「音声記録」（SDカード・USB・CDにて提出）および「所定シートに記述した判読できる記録紙」の提出
 - ② 自己審査結果を記入した学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士の認定基準による評価シートの提出
 - ③ 資格審査料（音声記録審査含む）6,000円税込の振込み（2021年1月1日以降）※ 予備審査制度あり

学会事務局に①～②を提出、審査料または予備審査料のお振込みにて、審査機構の審査を受けてください。

※予備審査制度とは※ 音声審査に合格するまでの経済的負担を軽減するための制度です（利用は任意）。予備審査制度を利用して音声記録およびシート記録紙の審査を受けた場合は、審査申請時に予備審査料4,000円税込を支払い、合格後に本審査料との差額2,000円税込の支払いを行ってください。不合格の場合は、本審査料との差額の支払いは必要ありません。

4. 審査項目（学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士の認定基準による評価シート）の各資格に該当する箇所すべてに、「●：自動的に出来る」の評価を得られれば、学会公認行動変容支援士または学会公認健康行動変容支援士の合格となります。
5. 審査終了後、（合格者の場合）審査結果と公認登録申請に必要な書類が学会事務局から送付されますので、合格となった学会員は①～③または①～③の提出および資格公認登録料3,000円税込（予備審査制度をご利用の方は、資格審査料の差額2,000円税込を合わせて）をお振り込みください。
 - ① SATカウンセラー・セラピスト研修問題解決コース、自己成長コース、行動変容コースの修了証のコピー
 - ② 学会公認健康行動変容支援士を登録される方は「学会公認健康行動変容支援士」学科試験の合格証コピー
 - ③ 学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士資格申請書

後日、合格された「学会公認行動変容支援士」または「学会公認健康行動変容支援士」の証書が送付されます。

資格の更新

1. 資格更新の3～6ヶ月程前になると学会事務局から「更新のお知らせ」が届く予定ですので、下記の更新手続きをお願いします。
2. 同封された「資格更新申請書」・「所定のシート記録」を記載の上、事務局にご送付ください。
3. 資格更新には、資格取得後または前回更新後から3年間に、
 - ①**3単位以上の取得**： 3単位以上の研修受講が必要です。（講師会研修を含め研修参加は1回につき1単位、本学会大会参加は1回につき1単位、集中セミナーは4単位に相当）
 - ②**所定のシート記録の提出**： 「学会公認行動変容支援士」または「学会公認健康行動変容支援士」資格の技能を持続して所有していることを示していただくため、該当資格能力相当の実践事例報告が必要です。資格取得に必要なシート記録の内容を実施し、その記録紙の提出が必要となります。対象のクライアントに使用目的を説明し、承諾書（形式任意）をもらったうえで1事例の臨床記録報告に該当するものを提出していただくか、もしくは研修において資格取得に必要なシート記録の内容を実施し、その記録紙を提出するか、いずれかを選択してください。本学会は、「学会公認行動変容支援士」または「学会公認健康行動変容支援士」資格の審査のためのシート記録紙を用意していますので、会員の方はパスワードを入力し、学会ホームページからダウンロードして活用してください。
 - ③**最新の研修の受講（1単位以上）**： 有資格者として常にレベルアップを考え、「最新の知識を得るためにリフレッシュのための学会公認資格指定研修事業の定める（次回更新月から遡って約1年以内を目安）」SAT カウンセラー・セラピスト研修の**行動変容コース**、**資格チャレンジコース**あるいは**集中セミナー**のうち、少なくとも1単位以上の研修参加を要します。
4. 【資格復活救済制度】3の①～③の条件が満たされない場合は、**行動変容コース**あるいは**資格チャレンジコース**のセミナーあるいは**集中セミナー**のうち、いずれか1つの研修を会員価格で受講し、課題（資格能力相当の演習事例報告の記録紙）と、受講した研修の修了証を提出することによって再審査され資格更新が認められることとなります。また、更新申請書もご提出ください。
5. 申請書が認められましたら、事務局より登録のご案内が届きます。更新料金 2,000 円税込を振り込まれますと証明書が届きます。

◀留意事項▶「学会公認行動変容支援士」または「学会公認健康行動変容支援士」資格を更新することにより、公認傾聴支援士資格を持っている場合それは自動的に資格更新されます。但し、本学会公認ソーシャルスキルトレーナーというトレーナーや本学会公認グループカウンセラー・グループヘルスカウンセラーというグループアプローチ系の資格は含まれません。

■ 関連資料

学会公認行動変容支援士・学会公認健康行動変容支援士資料一式
〔PDF 版〕を〔学会員専用〕ページよりダウンロードできます。

ヘルスカウンセリング学会事務局

●問合せ先・送付先

〒272-0023 千葉県市川市南八幡 4-12-5-801 電話 047-314-1959 / FAX 047-300-8277
メール info@healthcounseling.org
NPO 法人ヘルスカウンセリング学会

●振込先

【みずほ銀行】本八幡（トヨタ）支店、普通、1366762、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会
【ゆうちょ銀行】記号 001003 番号 601936（店番 019 普通号 0601936）
特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

※振込名は、個人名・お振込み内容の記入をお願いします。

※領収証をご希望の方は事前にお申し出ください。

（2023年7月1日改訂）

ヘルスカウンセリング学会資格審査機構

© Tsunetsugu Munakata